

資料

洞爺湖町議会令和2年12月会議
議案説明資料

洞爺湖町税外諸収入金の徴収に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>4 第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>4 第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>9 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>9 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

洞爺湖町公共下水道事業受益者分担金条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>3 第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>3 第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合においては、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

洞爺湖町下水道事業受益者負担金条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>3 第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>3 第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合においては、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

洞爺湖町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有するものを除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

_____を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及

び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及

び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 _____
_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」
_____とする。

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.3万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>6.3万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.7万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>1.7万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第2.3条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.3万円</u>を超える場合には、<u>6.3万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.9万円を超える場合には、1.9万円）並びに同条第4</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.1万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>6.1万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.6万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>1.6万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第2.3条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.1万円</u>を超える場合には、<u>6.1万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.9万円を超える場合には、1.9万円）並びに同条第4</p>

項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額
（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合
算額とする。

(1)～(3) 略

項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額
（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合
算額とする。

(1)～(3) 略

洞爺湖町健康福祉施設条例新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の健康の増進と福祉の向上を図るため、洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」、洞爺湖町地域交流センター、<u>洞爺ふれ愛センター及び社会福祉法人 あぶた福社会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="239 691 1104 1058"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」</td> <td>虻田郡洞爺湖町栄町63番地1</td> </tr> <tr> <td>洞爺湖町地域交流センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町栄町63番地1</td> </tr> <tr> <td>洞爺ふれ愛センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地2</td> </tr> <tr> <td><u>社会福祉法人 あぶた福社会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室</u></td> <td>虻田郡洞爺湖町高砂町128番地5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特定施設)</p> <p>第4条 前条第5号及び第6号の事業を推進するため、<u>社会福祉法人 あぶた福社会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室</u>にトレーニングルーム、シャワー室、ふれ愛センターに浴室、休養室、トレーニングルーム（以下「特定施設」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p>	名称	位置	洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1	洞爺湖町地域交流センター	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1	洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地2	<u>社会福祉法人 あぶた福社会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室</u>	虻田郡洞爺湖町高砂町128番地5	<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の健康の増進と福祉の向上を図るため、洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」、洞爺湖町地域交流センター<u>及び洞爺ふれ愛センター</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 691 2000 920"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」</td> <td>虻田郡洞爺湖町栄町63番地1</td> </tr> <tr> <td>洞爺湖町地域交流センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町栄町63番地1</td> </tr> <tr> <td>洞爺ふれ愛センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特定施設)</p> <p>第4条 前条第5号及び第6号の事業を推進するため、<u>さわやか</u>にトレーニングルーム、シャワー室<u>及びリフレッシュ室</u>、ふれ愛センターに浴室、休養室、トレーニングルーム（以下「特定施設」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p>	名称	位置	洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1	洞爺湖町地域交流センター	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1	洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地2
名称	位置																		
洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1																		
洞爺湖町地域交流センター	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1																		
洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地2																		
<u>社会福祉法人 あぶた福社会「さぼーとステーションゆうあい」機能訓練室</u>	虻田郡洞爺湖町高砂町128番地5																		
名称	位置																		
洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1																		
洞爺湖町地域交流センター	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1																		
洞爺ふれ愛センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地2																		

別表（第7条関係）

特定施設使用料

社会福祉法人 あぶた福祉会「さぼーとステーション ゆうあい」

機能訓練室

区分	1回利用	1か月利用	1年間利用
トレーニングルーム使用料	200円	1,500円	10,000円

略

洞爺ふれ愛センター

略

別表（第7条関係）

特定施設使用料

洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」

区分	1回利用	1か月利用	1年間利用
トレーニングルーム使用料	200円	1,500円	10,000円
<u>リフレッシュ室使用料</u>	<u>100円</u>		

略

洞爺ふれ愛センター

略

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 <u>施行の日から3年を経過するまでの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）であって常勤であるものを同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p>

指定管理者議案説明資料

施設 の 名 称	洞爺湖町営バス
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項（公募によらない選定）

1 施設概要

設 置 条 例	洞爺湖町営バス運行条例
設 置 の 目 的	住民の運送体系を整備し、公共の福祉を増進することを目的とする
施 設 等 の 事 業 内 容	(1) 町営バスの維持及び運行管理 (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
現 在 の 管 理 者	有限会社 洞爺運輸
管 理 運 営 費	平成30年度 3,100,680円 令和元年度 3,129,390円 令和2年度 3,158,100円（見込み）

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	有限会社 洞爺運輸
所 在 地	虻田郡洞爺湖町大原221番地4
代 表 者 名	取締役 木谷 和久
設 立 年 月 日	昭和36年12月26日
設 立 目 的	(1) 一般貨物自動車運送事業 (2) 前号に附帯関連する一切の事業
資 本 金	9,000,000円
職 員 数	正職員10名 臨時職員2名
事 業 概 要	(1) 一般貨物自動車運送事業 (2) 貨物取扱事業
決 算	(1) 資産の部 105,826,943円 (2) 負債の部 130,070,303円 (3) 純資産の部 △24,243,360円

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	道路運送法第78条第1項第2号の規定に基づく有償運送により、洞爺地域の公共交通の確保を行う。
指定期間における達成目標	利用者が安心安全に目的地へ到着できるよう安全運転を遂行し、利用者の安全の確保に努める。
広報宣伝活動	利用者に対する利用方法等の説明や時刻表の配布を行う。
地域への貢献	利用者からの意見や要望を聞き、利便性の向上を図るとともに、生活路線の確保に努める。
事故防止への取り組み	道路交通法や道路運送法を順守するとともに、高齢者の利用者などに配慮して事故防止に努める。
その他	個人情報に関する資料の取扱いは、職員に徹底する。

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額 (消費税及び地方消費税を含む。)				
	3年度	4年度	5年度	年度	合計
収 入	3,159	3,159	3,159		9,477
指定管理費	3,159	3,159	3,159		9,477
利用料金	0	0	0		0
その他の収入	0	0	0		0
支 出	3,159	3,159	3,159		9,477

指定管理者議案説明資料

施設 の 名 称	洞爺いこいの家	洞爺水辺の里財田キャンプ場
施設 の 所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地	虻田郡洞爺湖町財田9番地
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第3条第1項（公募による選定）	

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町洞爺いこいの家条例
設 置 目 的	町民の健康で明るく豊かな生活の向上、保健と休養、社会福祉の向上を目的とする。
施設の事業内容	(1) 洞爺いこいの家の利用の許可に関する業務 (2) 洞爺いこいの家内における飲食等の販売に関する業務 (3) 洞爺いこいの家の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)洞爺いこいの家の運営に関し、必要な業務
現 在 の 管 理 者	洞爺産業 株式会社
管 理 運 営 費	11,949,542円

設 置 条 例	洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例
設 置 目 的	町民の健康で明るく豊かな生活の向上、青少年の環境教育等の推進をするとともに観光の振興に寄与することを目的とする。
施設の事業内容	(1) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の利用の許可に関する業務 (2) 洞爺水辺の里財田キャンプ場内における飲食等の販売に関する業務 (3) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の運営に関し、必要な業務
現 在 の 管 理 者	洞爺産業 株式会社
管 理 運 営 費	22,375,000円

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	洞爺産業 株式会社
所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺町414番地
代 表 者 名	代表取締役社長 伝 哲 也
設 立 年 月 日	昭和59年2月24日
設 立 目 的	事業概要欄に記述
資 本 金	10,000,000円
職 員 数	(1)正職員 5人 (2)臨時職員 17人

事業概要	(1) 土木建設工事、建築工事、鉄骨、橋梁、鉄塔その他構造物の製作、施工及び解体、とび業、造園業、上下水道施設工事 (2) 建設工事用、農業用機械及び資材の仕入れ販売 (3) 重機車両、自転車、ボート、テント、オートバイ等の賃貸及び保管業務 (4) 駐車場の経営 (5) 不動産の販売、賃貸及びそれらの仲介、不動産の管理等に関する業務 (6) 車両、農機具及びその部品の製造、修理、販売 (7) 日用品、雑貨、食料品、酒、煙草、家庭電気製品の販売及び賃貸 (8) 農産物、水産物及びそれらの加工食品の製造及び仕入れ販売 (9) ホテル、旅館、下宿、貸別荘、遊園地、ゴルフ場、スキー場、テニス、乗馬クラブその他観光及びレジャー施設の経営 (10) 給食業務、海産物店、北海道土産店、飲食店及び食品雑貨の店舗及び移動店舗の経営 (11) 広告代理店業務 (12) 産業廃棄物の収集運搬及び処分 (13) 公共施設の管理業務、清掃業務の請負 (14) 道路、公園等公共施設の清掃業務及び塵芥収集業務の請負 (15) 前各号に附帯する一切の業務
決算	(1) 資産の部 21,623,849円 (2) 負債の部 11,229,164円 (3) 純資産の部 10,394,685円

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 事業計画

(洞爺いこいの家)

項目	事業内容
施設の管理運営	洞爺いこいの家は、道内でも珍しい天然温泉100%のかけ流しであり、また浴室及び休憩室から洞爺湖を望む眺望は素晴らしい物があり、多くの町民や町外からの来訪者健康の増進と憩いの場として訪れている施設です。運営にあたっては、利用者に安心して喜ばれるサービスと館内環境を提供することはもちろんのこと、昨今の感染症拡大予防の観点においても管理者共々、健康と安全を守る衛生管理に最大限の配慮を行います。洞爺いこいの家の最大の魅力として良質な泉質があげられ、洞爺町エリアの貴重な財産となっております。この温泉資源を絶やさぬよう守り、町内外への最大限の利用が施設に求められていると認識しております。昭和58年度開館以来、施設の老朽化が進んでおりますが、平成22年度に一部施設改修が実施され、今後は各設備の点検を定期的、計画的に行い、利用者が安全に安心して利用できるよう維持管理を行います。段階的に配管工事や設備機器交換等、不具合のある箇所の改修が進んでおりますので、継続的に町と協議しながら行います。

項 目	事 業 内 容
効率的な運営	消耗品等、営業に必要な備品を財田キャンプ場との一括共同購入により経費削減を意識しております。芝刈りや樹木剪定等の場外管理業務においても財田キャンプ場と連携し多人数で短期間で行うオペレーションを実施しております。運営人員においては現在、開館前の準備作業2名、営業時間帯及び閉館作業1名で交代制で運営しています。
苦情処理	利用者の声を真摯に受け止め、従業員全体でより良い環境の提供と満足度向上の為共有、改善を図ります。お子様からご高齢の方まですべての年齢層にゆっくり満足頂ける施設を目標とした接客対応を心掛け、ご来場の声にお応えしていきたいと思えます。
緊急時の対応	急病等の緊急時は、管理室内に掲出されている緊急連絡先による迅速な対応を行います。泉源関係の不調においては洞爺総合支所、温泉利用協同組合との連携をとり、迅速な対応及び改善に努めます。
事故防止の取り組み	本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の為、入館前の利用者情報の記入、手指消毒を推奨しております。細かな消毒作業を日常業務に追加し、館内接触部分の衛生管理に努めております。また浴場においてはレジオネラ菌の調査等、事故防止の為の定期的に成分調査を行っております。その他、災害防止マニュアル、緊急時対応マニュアル等を整備し安全安心の確保に努めます。
個人情報保護について	通常時、洞爺いこいの家では利用者情報の収集は行っていませんが現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、洞爺湖町と協議をし、入館者の個人情報記入をお願いしております。この情報は決められた場所にて厳重に保管し、第三者に閲覧されることの無い適切な安全対策をして、個人情報保護に努めております。記入頂いた情報は、決められた場所にて保管管理後、洞爺湖町役場総合支所に提出することになっております。
達成目標	洞爺湖町の人口減少や、近隣温浴施設と比較し建物の老朽化は否めませんが、清潔感のある館内環境を維持いたします。本年度感染症予防による近隣町民の自粛傾向や周辺キャンプ場の閉鎖の中、利用者数の減少が続いておりますが館内の安全と衛生管理、信頼獲得に努めました。リピーター及び新規来訪の獲得に努め、令和5年にはコロナ禍以前の年間35,000人まで来館者数を取り戻すことを目標に運営を行います。
広告宣伝	マスメディアの活用として、テレビ・雑誌社への情報協力と温泉スタンプラリー等キャンペーン参加を積極的に行い、銭湯料金で入浴できる源泉かけ流し天然温泉の魅力を全道へ発信します。可能な限り水辺の里財田キャンプ場取材との連動を働きかけます。洞爺水辺の里財田キャンプ場、洞爺まちづくり観光協会との連携強化近年のキャンプ場の在り方として温浴施設の併設があげられますが、車で5分～10分圏内の移動距離を生かし積極的に双方利用者への宣伝を行い更なる周知に努めます。

項 目	事 業 内 容
地 域 へ の 貢 献	町内外の利用者に安心して憩いの場として利用して頂ける環境づくりを行うとともに、町外利用者に洞爺町エリアの静かで自然豊かな環境を満喫いただき、周辺観光のきっかけづくりになるようにまちづくり観光協会や近隣施設と連携しながら運営を行います。
そ の 他	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行する。

(洞爺水辺の里財田キャンプ場)

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	平成13年度に開設され、現在道内を代表するオートキャンプ場の一つとして、人気の高い施設となっています。 運営にあたっては現在の評価に慢心することなく、常にキャンパー目線での施設利用における利便性、満足度の改善点を模索します。次年度においてはホームページ刷新・オンライン予約もスタートすることで新たな客層の取り込みを行います。 運動施設については、スポーツ交流館は現在、町内学生の部活動やクラブ活動、キャンプ場宿泊者のレクリエーションの場として活用されている施設であり、平等な利用の確保に努めます。 スポーツ広場は、陸上トラックに加え道内でも数少ない天然芝のフィールドというポイントをさらに発信し、キャンプ場と連動した部活利用や大会等に活用できるように運営の見直しを図ります。
効率的な運営	受付業務に関してはオンライン予約を活用、キャッシュレス決済の導入による受付時の会計業務の簡素化を同時進行していきます。 チェックイン業務の簡素化により来場からキャンプ設営までの時間短縮が実現し、利用者目線からも利便性の向上が見込めます。 芝刈り作業等、屋外業務におきましては平日利用者増を見据えた見直しを図り、キャンプ場利用者への騒音や迷惑とならないような作業計画を管理棟と連携を取りながら実行します。
苦 情 処 理	場内アンケートの実施の他、イレギュラーな苦情には昼夜問わず迅速に対応します。昨今のブームによるキャンプ人口の増加により一部利用者のマナーの低下が他キャンプ場でも問題となっております。特に夜間の騒音、迷惑行為には厳しく対応し、場内の治安を守る巡回として今一度見直します。各種SNS、グーグルの評価コメントなど誰でも自由に書き込み、観覧できるような時代となっておりますが、苦情から得られる顧客心理を確実にくみ取り、より良い場内環境と接客対応に反映させる取り組みを実行します。
緊急時の対応	重大な事故等が発生した場合、洞爺湖町役場、警察・消防への報告を徹底し、被害を最小限に抑える迅速な対応を心掛けます。 特にキャンプ場利用者に関連性の高いカヌー・SUP等のレイクスポートによる水難事故が近年発生しております。状況によっては洞爺まちづくり観光協会・消防と連携し救助船舶の要請を早急に行います。

項 目	事 業 内 容
事 故 防 止 の 取 り 組 み	<p>場内事故防止の為、車両入場者には徐行運転を守るよう受付時にお知らせし、路上駐停車による道路幅員減少を防ぐ為、チェックイン後の場内周回を実施しています。また、受付時の家族構成の確認、湖の状況や湖の遊泳禁止等、注意伝達を行い、来場者すべてに安心安全な湖キャンプを楽しんでいただく対応を取っています。周辺の湖畔でカヌー等レイクスports利用者には洞爺湖レジャー対策協議会の定めたルール・禁止事項の伝達と、キャンプ場管理棟での連絡先の記入及び緊急時の為の携帯電話を常備いただくことで有事に備えます。</p>
個 人 情 報 保 護 に つ い て	<p>予約業務及び受付業務にて取り扱う個人情報は、決められた場所にて厳重に保管し、第三者に閲覧されることの無い適切な安全対策を実施して個人情報保護に努めて参ります。</p> <p>予約業務を一部外部委託する際は、十分な個人情報保護水準を確保している業者を選定することを条件として機密保持契約を結びます。保有するお客様の個人情報については、お客様ご本人、ご本人が委任された代理人、または、ご本人の法定代理人から請求があった場合のみ開示致します。</p> <p>ただし、官公庁・法的機関などによって情報の公開を求められた場合にサービスを保護する必要がある場合には、この限りではありません。記入いただいた個人情報は、決められた場所にて3年間保管し、その後正しく処理削除することとします。</p>
達 成 目 標	<p>昨今のキャンプブームによる利用者の増加に慢心せず、これまでの評価を損なうことの無い快適な環境整備とサービスの他、施設の工夫によるイベント開催など情報発信を行い新規顧客の獲得、及びリピーター率の向上に努め令和5までに年間20,000人の利用を達成できるように運営していきます。</p>
広 告 宣 伝	<p>キャンプ場の全国的な認知度アップの為、SNSによる鮮度の高い情報発信をこまめに行い来場促進に努めます。現在のInstagramの投稿では財田キャンプ場は累計1,500件程の投稿となっており、まだまだ未開の分野となります。全国的に洞爺湖町及び財田地区の知名度を広める施設であると期待し、SNSに関してはフォロワー2,000人（現在800人）を目標とし、情報を発信していきます。並行してこれまで続けております各種雑誌社への掲載を行い、雑誌面とインターネット両方からの宣伝活動を行います。</p> <p>財田キャンプ場ホームページ内に作成される更新可能なニュース欄を活用し、観覧側に場内の様子が伝わるよう、来場のきっかけ作りを仕掛けていきます。ホームページ上でオンライン予約もスタートすることで、これまで観覧できなかった予約の状況が把握できるようになり、週末のファミリーキャンパー以外の装への来場促進も視野に入れて情報発信していきます。</p>

項 目	事 業 内 容
地 域 へ の 貢 献	観光の拠点として利用者の需要に合わせて洞爺湖町を回遊して頂けるような施設を目指します。中でも財田自然体験ハウスとのつながりを今一度見直し、キャンプ場側から自然体験ハウスのイベント参加者を募集や、体験ハウス側からのキャンプ場見学等、双方の利用者への認知や満足度の向上となる環境を構築します。その他水の駅周辺の買い物散策、町内温浴施設との連携を図りながら相互の利用者の増加に努めます。
そ の 他	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行する。

5 収支計画

(洞爺いこいの家)

(単位：千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計
収 入	10,410	10,500	10,500	10,500	10,500	52,410
指定管理料						
利用料金	9,900	10,000	10,000	10,000	10,000	49,900
その他収入	510	500	500	500	500	2,510
支 出	10,410	10,500	10,500	10,500	10,500	52,410

(洞爺水辺の里財田キャンプ場)

(単位：千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計
収 入	22,400	24,200	25,200	25,200	25,200	122,200
指定管理料						
利用料金	22,400	24,200	25,200	25,200	25,200	122,200
その他収入						
支 出	22,400	24,200	25,200	25,200	25,200	122,200

西いぶり広域連合規約新旧対照表

改 正 案					現 行				
(広域連合の処理する事務)					(広域連合の処理する事務)				
第4条 略					第4条 略				
(1)～(6) 略					(1)～(6) 略				
2 前項各号に定める事務を共同処理する市町は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市町とする。					2 前項各号に定める事務を共同処理する市町は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市町とする。				
(1) 略					(1) 略				
(2) 前項第5号に規定する事務 室蘭市、登別市、伊達市、 <u>壮瞥町及び洞爺湖町</u>					(2) 前項第5号に規定する事務 室蘭市、登別市、伊達市及び <u>壮瞥町</u>				
(3) 略					(3) 略				
別表 (第19条関係)					別表 (第19条関係)				
区 分			負担割合		区 分			負担割合	
管 理 費	議会費及び行政委員会費	略	略	略	議会費及び行政委員会費	略	略	略	
		50%の経費	均等割 (豊浦町を除く。)	5%		50%の経費	均等割 (豊浦町及び <u>洞爺湖町</u> を除く。)	5%	
	人口割 (豊浦町を除く。)		95%	人口割 (豊浦町及び <u>洞爺湖町</u> を除く。)	95%				
	総務費	略	略	略	総務費	略	略	略	
		共同電算センターに係る経費	均等割 (豊浦町を除く。)	5%		共同電算センターに係る経費	均等割 (豊浦町及び <u>洞爺湖町</u> を除く。)	5%	
			人口割 (豊浦町を除く。)	95%			人口割 (豊浦町及び <u>洞爺湖町</u> を除く。)	95%	
略	略	略	略	略	略	略			

	職員費	略	略	略
		共同電算センターの事務主に従事する職員に係る経費	均等割（豊浦町を除く。）	5%
			人口割（豊浦町を除く。）	95%
		略	略	略
施設管理及び運営費	略		略	略
	共同電算センター	施設管理経費	均等割（豊浦町を除く。）	5%
		システム運用経費	人口割（豊浦町を除く。）	95%
施設建設・整備費及び地方債償還金	略		略	略
	共同電算センター	施設整備費	均等割（豊浦町を除く。）	5%
			人口割（豊浦町を除く。）	95%
		システム整備費	略	略

備考 略

	職員費	略	略	略
		共同電算センターの事務主に従事する職員に係る経費	均等割（豊浦町及び洞爺湖町を除く。）	5%
			人口割（豊浦町及び洞爺湖町を除く。）	95%
		略	略	略
施設管理及び運営費	略		略	略
	共同電算センター	施設管理経費	均等割（豊浦町及び洞爺湖町を除く。）	5%
		システム運用経費	人口割（豊浦町及び洞爺湖町を除く。）	95%
施設建設・整備費及び地方債償還金	略		略	略
	共同電算センター	施設整備費	均等割（豊浦町及び洞爺湖町を除く。）	5%
			人口割（豊浦町及び洞爺湖町を除く。）	95%
		システム整備費	略	略

備考 略

西胆振介護認定審査会共同設置規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>壮瞥町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>壮瞥町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>壮瞥町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>壮瞥町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地洞爺湖町役場内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>洞爺湖町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>洞爺湖町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>洞爺湖町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>洞爺湖町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p>

(決算報告)

第7条 壮瞥町長は、審査会に関する決算を壮瞥町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 壮瞥町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を壮瞥町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 壮瞥町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し壮瞥町長が定めるものとする。

(決算報告)

第7条 洞爺湖町長は、審査会に関する決算を洞爺湖町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 洞爺湖町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を洞爺湖町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 洞爺湖町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し洞爺湖町長が定めるものとする。

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>壮瞥町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>壮瞥町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>壮瞥町</u>の職員とし、西胆振介護認定審査会の職務を兼ねるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>壮瞥町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地洞爺湖町役場内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>洞爺湖町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>洞爺湖町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>洞爺湖町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>洞爺湖町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p>

(決算報告)

第7条 壮瞥町長は、審査会に関する決算を壮瞥町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 壮瞥町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を壮瞥町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 壮瞥町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し壮瞥町長が定めるものとする。

(決算報告)

第7条 洞爺湖町長は、審査会に関する決算を洞爺湖町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 洞爺湖町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を洞爺湖町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 洞爺湖町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し洞爺湖町長が定めるものとする。

過疎地域自立促進市町村計画参考資料（変更）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変 更 前						変 更 後							
				概 算 事業費	年度区分					備考	概 算 事業費	年度区分					備考
					28	29	30	1	2			28	29	30	1	2	
2	交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	(6)電気通信 施設等情報 化のための 施設															
		無線LAN環境整備 事業	町	6,156		6,156					6,156						
	その他の 情報化の ための施 設																
	高度無線環境整備推 進事業	町								242,673					242,673	事業内容・ 事業主体の 追加	
	小 計		707,059	349,366	112,465	107,680	68,379	69,169		949,732	349,366	112,465	107,680	68,379	311,842		
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)		116,146	23,190	23,239	23,239	23,239	23,239		116,146	23,190	23,239	23,239	23,239	23,239		
	過疎債ソフト分 事業実施分		116,146	23,190	23,239	23,239	23,239	23,239		116,146	23,190	23,239	23,239	23,239	23,239		
	過疎債ソフト分 基金積立分		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
	基金取崩分		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		

廃止路線図

